単　位　事　務　名	
病　気　休　暇	
根拠及び参考法令	教育公務員特例法　【教特法】 教育公務員特例法施行令　【教特法施行令】 鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例　【勤務条例】 学校職員の休暇の取扱いに関する規則　【休暇規則】 生活習慣病及び精神科疾患による病気休暇の期間延長に関する要領 【昭和46年12月27日鹿教管第596号生活習慣病等期間延長要領】 結核休職等取扱要領　【結休要領】 県立学校管理規則　【管理規則第３５条】 県立学校事務処理要領　【事務処理要領　第１６条】 鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程　【平成１７年３月２９日訓令第１号】 鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会規則の制定について（通知） 【昭和６１年３月２９日鹿教保第１１１８号】 学校職員の有給休暇の取扱に関する規則について（通知） 【昭和３２年２月２１日鹿教管第１５５号】 学校職員の無給休職期間の取扱いについて（通知） 【昭和４１年５月２６日鹿教管第２２８号】 病気休暇の取扱いの拡大について（通知）　【平成２１年８月３１日　教職員課長】 超勤代休時間及び半日単位の年次有給休暇取得制度の新設等について（通知） 【平成２２年３月３１日鹿教教第５９０号】
項　目	処　理　方　法
定　義	病気休暇は，学校職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり，その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。　【勤務条例第12条】
休暇期間計算	休暇期間中に週休日又は休日がある場合は，休暇期間に含めて計算する。 【休暇規則第８条】 時間単位の休暇を日に換算するときは７時間４５分を１日とする。 【休暇規則第９条】 病気休暇の途中での中止が，病状の安定又は軽快（医師の指示により隔日治療を命ぜられ又は全治の認定により出勤しても差し支えないとされた場合等）を理由とせず作為的であると認められるときは，期間計算において中断期間を含めて計算する。 【昭和３２年２月２１日鹿教管第155号】

項　　目	処　　理　　方　　法
承　　認	次の場合を除いて休暇は校長が承認する。 １　公務災害の療養を要する場合 ２　結核性疾患のため療養を要する場合 ３　成人病又は精神科疾患のため療養期間の延長を要する場合 【管理規則第３５条】 休暇をとる場合は，あらかじめ所属長の承認又は許可を受けなければならない。 【休暇規則第１０条】 週休日を除き引き続き６日を超える休暇の承認を求める場合は，医師の証明書その他勤務しない理由を明らかにする書面を提出しなければならない。 【休暇規則第１１条】
報　　告	校長は，次の場合には速やかにその事情を記した書類をもって教育長に報告しなければならない。 １　職員が伝染病により，出勤できなくなった場合。 ２　傷病により出勤しない日が引き続き２月を超えるに至った場合。 【事務処理要領第１６条】
結核療養休暇	１　教育公務員の結核療養休暇 教育公務員とは，校長，教頭，副校長，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，講師（常勤）及び教育長等をいう。　【教特法第２条２】 教育公務員の結核性疾患による休職者には，その期間中，給与の全額を支給する。 【教特法第１４条】 実習助手及び寄宿舎指導員については，教特法第14条の規定を準用する。 【教特法施行令第１０条】 ２　職員の結核性疾患による病気休暇及び休職並びに結核性疾患による病気休暇又は休職からの復職（職務復帰を含む。）については，鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）の審議を経るものとする。 ３　諮問委員会による審議の結果，結核性疾患により「Ａ(要休業)」，「Ｂ(要軽業)」，又は「Ｃ（要注意）」の判定があった場合は，県教育長は直ちに当該職員の属する学校の校長にその旨通知する。 ４　３の規定により「Ａ（要休業）」の通知があった場合は，校長は，直ちに当該職員の出校を停止させ，その翌日から９０日間の病気休暇を与える。 ５　４の規定にかかわらず，結核性疾患による「Ａ(要休業)」の判定以前に結核性疾患以外の疾病により病気休暇中の職員については，当該病気休暇の初日から９０日間を病気休暇とする。　【結休要領】 ※「Ｂ（要軽業）」又は「Ｃ（要注意）」とされた職員は，３月毎に「学校職員等結核性疾患経過観察診断書」を校長を経て教育長に提出するものとする。　【結休要領12】 ６　上記以外の学校職員の結核療養休暇 健康診断の結果，結核の判定を受け，教育委員会が療養を要する者と認定したときは，県職員の例により，その療養期間中は，有給休暇とする。 【休暇規則第４条第２項】 教育長は，職員が結核性疾患に係る療養休暇の承認を受けようとする場合は，１２月の範囲内においてこれを与えるものとする。 教育長は，結核性疾患に係る療養休暇の承認を受けている職員がその期間の延長の承認を受けようとする場合において，その者の病状，発病の原因その他についてやむを得ない

項　　目	処　　理　　方　　法
	事情があると認めたときは，前項に規定する期間を通じて１８月の範囲内においてこれを与えるものとする。【職員安全衛生管理規程第３６条】
結核以外の療養休暇	所属長は，療養を必要とし休暇を希望する者に対しては，休暇規則別表第１第１号に掲げる基準に基づき，９０日以内の範囲において病気休暇を与える。 【休暇規則第４条第３項】 ※(1) 配偶者，父母，子又は兄弟姉妹に対して骨髄液を提供した場合は，骨髄液の採取後の期間については，病気休暇の対象にすることができる。 (2) 骨髄液の提供を原因として疾病が発症した場合は，その時点から病気休暇として取り扱うことができる。 【地方公務員の勤務時間・休日・休暇 Ｑ＆Ａ】
生活習慣病又は精神科疾患による病気療養休暇	生活習慣病又は精神科疾患により，病気休暇を与えられている者について，当該疾患の病状，発病の原因,その他についてやむを得ない事情があると認めたときは,９０日の範囲を超えて病気休暇の期間を延長することができる。 ただし，９０日の期間を通じて６月を超えることはできない。 【休暇規則第４条第４項】
期間の延長	病気休暇の期間延長ができるのは (1) 精神科疾患についてはその全部 (2) 生活習慣病については，原則として次の疾患に該当する場合である。 ① 脳血管疾患 ② 高血圧症 ③ 虚血性心疾患 ④ 悪性新生物 ⑤ 糖尿病 ⑥ その他鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会が認めた疾患 【生活習慣病等期間延長要領２】
取扱いの拡大	取扱い拡大の内容 ○次のすべてを満たすものに限り，特例的に週９時間を限度として，短期病気休暇制度での処理に当たり，通算しない取扱いとする。 ①その原因となっている疾病が，諮問委員会において「生活習慣病扱い」とされた疾病であること。 ②医師の判断に基づく治療のための通院であり，その治療のための通院が，生命に直接的に関わるものとして，諮問委員会において承認を受けたこと。 ③勤務時間内に通院することが，やむを得ないと認められるものであること。 ④病気休暇の取得可能期間（６月）が満了していること。 ⑤病気休暇の満了日又は病気休暇に引き続く休職からの復職日から起算して，１年の期間内におけるものであること

項　　目	処　　理　　方　　法

休　暇　日　数

		休暇日数	休暇の取扱	備　　考
公務災害による療養休暇		限定なし		
結　核 療養休暇	教育公務員	９０日以内	結核休職	３　年　有　給
	上記以外の学校職員	１８月以内	結核休職	２　年　有　給
結核以外の病気療養休暇		９０日以内	普通休職	１年有給（８割） ２　年　無　給
生活習慣病又は精神科疾患による病気療養休暇		６月以内	普通休職	〃

（病気休暇の期間計算と起算点）（勤務時間質疑応答集から抜すい）

１　病気休暇の起算点は，心身の故障により勤務しえなくなった日ではなく，「病気休暇を承認された最初の日」とされるので，Ｂから起算し，引き続き９０日となるＤまでが病気休暇として認定される。

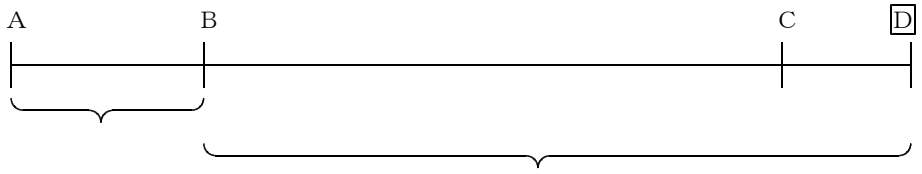

Ａ疾病による１０日の年休　　Ａ疾病による病気休暇９０日

２　「引続き９０日間」の「引続き」の意味は，「病気により勤務しない状態が引続いている状態」であるから，Ａ疾病が６０日で治癒し，同日から続いてＢ疾病によって勤務しないことになった場合でも，病気休暇として引き続いている状態であるから，Ａから起算し，９０日となるＣまでが病気休暇として承認される。

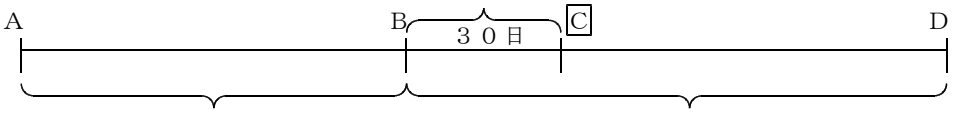

Ａ疾病による病気６０日　　Ｂ疾病による病気９０日

生活習慣病等の病気休暇延長の場合は，病気休暇期間延長願（別記様式第１号）に診断書（別記様式第２号）を添付し，校長を経由して延長を希望する日の２週間前までに教育長に提出する。　【生活習慣病等期間延長要領４】

３　休暇期間中に週休日又は休日がある場合には，休暇期間に含める。

【休暇規則第８条】

（承認および処理）

１　医師の診断書等を添えて校長に承認を受ける。　【休暇規則第１１条】

病　気　休　暇　承　認　簿

職	教諭	氏名	鹿児島　太郎

決裁権者	補助者	休暇日数又は時間		計	事由	休暇場所	申請者印	出勤簿整理
		自○月○日 至○月○日	自　時　分 至　時　分	○日 時間	○○病による	自宅		
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				
		自　月　日 至　月　日	自　時　分 至　時　分	日 時間				

第１８号様式（第１２条関係）

療　養　休　暇　願

平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

学 校 名　鹿児島県立○○高等学校
職 氏 名　教諭　鹿児島　太郎　㊞
生年月日　昭和○○年○○月○○日

下記により，療養休暇を承認してくださるようお願いします。

記

要療養判定年月日	平成○○年○○月○○日
療養を必要とする期間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで○間
療養休暇，休職の前歴	
療　養　場　所	○○市○○町○○番地　　○○病院

上記のとおり承認する。

平成　　年　　月　　日

鹿児島県教育委員会教育長　　印

（注）

１　この様式は，教育公務員特例法第１４条の適用又は準用を受ける職員以外の職員が結核性疾患により療養休暇をとる場合に使用する。

２　「学校職員等休職休暇（結核）診断書」又は「健康診断結果通知書の写し」を添付する。

３　同文２通を作成し，学校長を経由して提出する。

第２号様式

諮問委員会の判定	

診断書（病気休暇期間延長用）						
※ ふりがな 氏　名	かごしまたろう 鹿児島　太郎	男・女	※ 職名	教諭	※担当 教科名	国語
※ 生年月日	昭和○○年○○月○○日（満○○歳）					
※ 学校名	鹿児島　県・市・町・村　立　○○高等学校					
※ 現住所	鹿児島　県　鹿児島　市・郡　○○　町・村　１２３４　番地					

病名		※延長前の病気休暇		○○年○○月○○日～○○年○○月○○日（○日間）	
		※　過去の休職歴	期間	年　月　日～　年　月　日	年　月　日～　年　月　日
合併症			病名		
		今回の初診日	年　月　日		

現病歴及び治療経過			
現症	一般所見	検査成績	
今後の療養上の意見			
療養の必要な期間	年　月　日～　年　月　日	療養の場所 （医療機関名）	

上記のとおり診断する。

年　月　日

医療機関名

所在地

医師名　　㊞　（科）

（注）※印欄は，本人または学校で記入してください。

第１号様式（生活習慣病等期間延長要領）

平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長殿

学 校 名　鹿児島県立○○高等学校
職 氏 名　教諭　鹿児島　太郎 ㊞
生年月日　昭和○○年○月○日 生

病 気 休 暇 期 間 延 長 願

病　　名	○　○　○　○
延長前の病気休暇	平成 ○ 年　８ 月 ２６ 日から ７７日間 平成 ○ 年 １１ 月 １０ 日まで
延長を希望する期間	平成 ○ 年 １１ 月 １１ 日から ５１日間 平成 ○ 年 １２ 月 ３１ 日まで
療　養　場　所	○○病院
病気休暇，休職の前歴	平成 ○ 年９月４日～平成 ○ 年９月１３日まで １３日間○○のため病気休暇
校長の意見	鹿児島県立○○高等学校 校長名　校長　山田　一郎　印
願いのとおり承認する。 平成　年　月　日 教育長　印	

（注）

１　同文２通に診断書(病気休暇期間延長用)を添え，学校長を経由して提出する。

２　病気休暇を延長する期間は，延長前の病気休暇の初日から６か月間を限度する。

３　病気休暇を延長する期間は，診断書等に基づき当該病気の要療養期間とする。

４　病気休暇の期間が９０日を超えることができるのは，精神科疾患についてはその全部，生活習慣病については原則として，次の疾患に該当する場合である。

①　脳血管疾患　　②　高血圧症

③　虚血性心疾患　　④　悪性新生物

⑤　糖尿病　　⑥　その他鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会が認めた疾患

５　添付書類

医師の診断書(病気休暇期間延長用)

※　延長を希望する日の２週間前までには，県教育長に届くよう提出する。